

(略)

東京都監査委員	大	津	ひろ子
同	高	橋	信博
同	茂	垣	之雄
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和元年12月25日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、八王子市（以下「市」という。）が行った訪問介護事業所の指定許可処分には事業者の虚偽申請があり、当該事業者が行う保険請求には不正請求があるとして、都に対し、市が行った当該事業者の訪問介護事業所の指定の無効を確認すること、当該訪問介護事業所に都内各区市町村が支出した介護給付費相当分及び保護費相当分の都負担分を当該事業者らから都に返還させることなどを求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

ところで、介護保険の保険者は、介護保険法（平成9年法律第123号）第3条第1項において市町村及び特別区と定められている。それに則せば、保険給付を行うことの可否の判断等については、市町村及び特別区が行うものであり、都は、市町村及び特別区に対し、介護保険法第123条の規定による財政措置として、介護給付等に要する費用の一定割合に相当する額を負担することとされているに過ぎない。

請求人は、本件請求において、介護保険の原資として都費が充てられていることを前提にその返還等を求めているが、その核心は、市が保険給付を行っていることの不当を問うものであると認めるのが相当である。

介護保険における保険給付をはじめとする事務は、保険者である市が定める財務会計規程その他関連法令等により、市において適正かつ適切に行われるべきものであるから、市が行う介護給付等に要する費用の一定割合に相当する額を都が負担しているとしても、市の保険給付が市の財務会計上の行為である以上、都の住民監査請求の対象とはならない。

このことについては、県が財団法人に支出したことが違法な公金の支出に当たるのかなどが争われた平成24年9月24日新潟地方裁判所の判決で、財団法人の運用財産の原資が県費であるからといって、財団法人の運用財産自体が公金になるものではなく、財団法人は県とは峻別された財産を有し、独立して事業経営を行っており、県と財団法人の法人格を同一視することはできないから、財団法人が行った補助金申請者に対する支出を問題とする訴えは、県の財務会計行為を対象とするものとは認められない旨判示している。

また、請求人は、生活保護費の返還等も求めているが、市における生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施機関は市長であり、市が支弁した保護費は、生活保護法第75条第1項第1号の規定により、その4分の3を国が負担することとされている。したがって、生活保護費の支給が市の財務会計上の行為である以上、これも都に対する住民監査請求の対象とはならない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。